

熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱

(目的)

第1条 将来子どもを産み育てることを望む若い世代のがん患者等の経済的負担の軽減を図り、患者が将来に希望をもってがん治療等に取り組めるよう支援するとともに、妊よう性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊よう性温存療法の研究を促進することを目的とし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（熊本県第56年熊本県規則第34号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところとする。

(実施方法)

第2条 この事業は、県が第3条に規定する助成対象者に対し、第4条に規定する妊よう性温存治療に係る費用について、第5条により算定される金額を助成することにより実施する。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 申請時に熊本県内に住民票を有する者
- 二 以下のいずれかの原疾患の治療を受ける者
 - ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関するガイドライン」（日本癌治療学会）の妊よう性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- 三 第5条に定める対象となる治療の凍結保存時における年齢が43歳未満の者
- 四 第13条の規定により知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において妊よう性温存治療を受けた者
- 五 申請を行う妊よう性温存治療について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けていない者
- 六 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
 - ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、第2号の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても

医学的な必要性がある場合には対象とする。

七 指定医療機関から妊よう性温存療法を受けること及び国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）」に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、本事業に参加することについて同意した者

なお、対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人による同意を得た者

（助成対象となる費用）

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベット代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

（助成対象治療及び助成上限額）

第5条 この事業の対象となる治療及び治療毎の1回あたりの助成上限額については、下表のとおりとする。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

2 助成回数は、対象者1人に対して通算2回までとする。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

（助成の申請）

第6条 申請者は、妊よう性温存治療終了後、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して助成を申請するものとする。

一 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書（様式第2号及び様式第3号）

二 申請時に熊本県内に住民票を有することが確認できるもの（住民票を提出する場合は、個人番号の記載のないもので、発行から3か月以内のもの）

三 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの（写し）

2 前項の申請は、特段の事由がない限り、助成対象の妊よう性温存治療に係る費用の支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、妊よう性温存治療後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難で

あった場合には、翌年度に申請することができる。

(助成の決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、助成金額を決定し、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業承認通知書（様式第4号）または熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業不承認通知書（様式第5号）により通知するとともに、申請者に対し決定した金額を支払うものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第6条第1項に定める熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書（様式第1号）をもって代えるものとする。

(助成額の確定及び確定通知)

第9条 助成額の確定は、第7条をもって代えるものとし、確定通知は、第7条に定める熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業承認通知書（様式第4号）をもって代えるものとする。

(請求)

第10条 知事が第7条により助成することを承認し、金額を決定した場合には、助成金の請求は、第6条に定める熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書による助成の申請をもっておこなったものとする。

(助成金の返還)

第11条 知事は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときには、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第12条 県並びに原疾患治療及び妊よう性温存治療に関わる医療機関は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

(指定医療機関の指定等)

第13条 指定医療機関の指定を受けようとする医療機関は、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書（様式第6号）により指定の申請を行うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、医療機関からの申請があった場合は、国実施要綱5（2）の要件に基づき、所要の審査を行い指定の可否を決定し、指定を行う場合は、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定通知書（様式

第7号)により当該医療機関に通知するものとする。

- 3 知事は指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定することができる。また、他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとみなす。
- 4 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が国実施要綱5(2)に定める要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不相当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

(事業の周知)

第14条 県並びに原疾患治療及び妊よう性温存治療に関わる医療機関は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。